

## 定額減税不足額給付金のご案内

※対象となる方には、令和7年7月以降順次ご案内の文書を送付する予定です。

- 令和6年度に実施した「調整給付金（当初）」の支給済額に不足が生じる場合に、令和7年1月1日時点で栲原町に住所を有する方に対し、不足額を追加で給付します。
- 給付金の種別は、以下の「Ⅰ」及び「Ⅱ」があります。
- 支給対象者には、栲原町から、「支給のお知らせ」又は「支給確認書」を送付します。お手続き方法については、同封のご案内文書をご覧ください。
- 本給付金は非課税所得であり、差押えが禁止されています。

### Ⅰ 「調整給付金」（令和6年度）の支給済額に不足が生じる方への給付

令和6年分所得税額等の確定に基づき再算定した「調整給付金（当初）の確定額①」と、令和6年度に実施した定額減税補足給付金の支給額（「支給済額②」）で不足額が生じた方に対し、その不足した額（①－②）を支給します。

#### 【注意事項】

- ・ 定額減税前の令和6年分所得税額及び令和6年度個人住民税所得割額が、ともに0円の方は、**対象外**です。
- ・ 所得税及び個人住民税において定額減税しきれている方、又は合計所得金額1,805万円超の方は**対象外**です。

#### 【給付対象となりうる具体例】

- 令和5年所得に比べ、令和6年所得が減少した方
- こどもの出生等により、扶養人数が増えた方等

※上記の例に該当する場合でも、定額減税補足給付金の「確定額」と「支給済額」に不足額が生じない方は、支給対象外です。

### Ⅱ 定額減税等対象外の方への給付

※非課税世帯・均等割課税世帯への給付（7万円・10万円給付）の対象世帯に該当した方は除きます。

原則として、4万円を支給します。

※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合、支給金額は3万円です。

#### 【給付対象となりうる具体例】

- 青色事業専従者、事業専従者（白色）の方
- 合計所得金額48万円超の方

お問い合わせ先 総務課税務係 ☎ 65-1111